



大正六(一〇)の区分を、大正五と六年の間に引くことで有効な分析を可能にしている。(高橋「大正デモクラシーの財政学」)「講座日本資本主義発達史」(一)一九六八)一八五—二三一頁。農産物・繭などの価格指数は、昭和五年に急落し暴落を示している。新潟県は大正四年に「産業ニ関スル保身」を策定して県下に町村是の作成を命ずるとともに、「米穀検査規則」を公布して産米検査を開始する。七谷村では五年に村勢調査に着手し、「学理」に基づく産業振興に取組ませる。昭和五年に村財政に占める村税収入の比率が従来六〇と七〇多であったものが、国庫下渡金収入などによって初めて四〇多に低下すると共に、村民の村行財政に対する批判が公然と表明される、などである。

要するに、第一次大戦を契機とする独占資本の確立と、それを原因とする政治経済文化的環境の変化をうけて、Ⅲ期はⅡ期の住民支配の論理や条件の延長線の上に、自らを修正・改変して矛盾(税収奪による村民の窮乏化と村政への反抗)の解消を行い、一定の成功と村民統合を達成すると言えよう。Ⅳ期との関連では、明治地方体制の崩壊は、昭和経済恐慌を主たる原因としており、農民運動をふくむ大正デモクラシーの町村自治(体)への影響は、その意味では相対化されるだろう。

(3) 依拠する資料は、町村が作成した「事務報告書」を中心に、「村勢調査書」、「信用組合理業報告書」等を用いる。ただし、七谷村は昭和二九年に他市へ合併し行政村としての資料は散失している。従って、未だ土地所有の側面から議員・区長などの権力基盤を解明しえていないし、とりわけこの期の国政・地方行政の政党化に対応した村政の権力の布置は手つかずのままである。

3. こうした制約の下で、以下の三点について具体的な分析をおこない、大方のご批判に供したいと思う。

(1) Ⅲ期に着手された村勢調査とそれに基づく村是の策定と実行指導は、旧来の農政・農法および類似の「村是書」と対照的であり、理科学による農業技術の指導内容は、今日のそれにつながる性格をもっている。当局は生産における投入と産出の収支計算により、技術改良の具体的成果を価格換算し、生産増強の目的を明示している。こうして、農民の剰余を保障しつつ彼らの担税力を強化した結果、生産量は停滞的であったが、物価上昇とも相俟って生産金額は二倍、信用組合の貯金額は一〇倍となり、村民統合ひいては村税収取を可能ならしめた。

(2) 次に検討すべき項目は、町村税の収取方法と留保そして支出構造と、町村基本財産の蓄積状況である。ここで我々は、大正デモクラシーの町村財政に対する影響を、戸数割の賦課方法ひいては村政改革運動などにおいて分析すべきなのであるが、結論的には賦課の民主化などの要求は出ておらず、昭和五年Ⅳ期以降に至って村民から庁費節約、新規事業延期などが要求され、基本財産の蓄積停止や臨時歳出への繰入れなど「喰潰し」が進行する、ということである。

(3) 町村行財政担当者は町村長の性格変化を、「職業としての町村長」の確立としてとらえる。Ⅱ期において、国家権力は自治体改革地方改良事業をつうじて、自らが思惟する自治体と担当者を創出しようと試みた(その効果については拙稿「官製型モデル・コミュニティの系譜と展開」立命館産業社会論集第三七号(一九八三)六三一—〇六頁参照のこと)。

明治期の地主に支配された差配人的町村長の機能は、一般に地主の寄生化と町村税負担からの撤退により低下し、新たに小作争議の調停機能などを背負いこみつつ、その守備範囲を町村内の中小地主、自作、自小作農へと移動せしめられる。さらに、大正七年に実現する義務教育費国庫負担は、全国町村長会（という圧力団体）に結集した職業としての町村長に大きな自信を賦与したものと思われる。その後の府県戸数割の町村財源化は、この傾向をヨリ進め地主自治からの相対的独立<sup>11</sup>戦前における「個有」の自治体行財政の確立を促したが、IV期に解体される。以上である。